広島電鉄株式会社からの軌道事業の特許申請（軌道延伸）に係る審議（第２回）

１．日　時
　令和元年１０月１７日（木）　１１：２５～１１：３０

２．場　所
　国土交通省　４号館３階　運輸審議会審議室

３．出席者
　＜委　員＞
　　原田尚志（会長）、牧満（会長代理）
　　河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志
　＜国土交通省＞
　　事案処理職員：運輸審議会審理室　富田、大沢、塚田

４．議事概要

○　１０月３日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件 については、次の理由により利害関係人の異議申し立てがなされ又は予想される等の重要又は異例な案件と判断されるものではないことが確認されたため、国土交通省設置法第１５条第３項の規定に該当する事案と認定した。

・　本延伸事業は、路面電車を広島駅の方向へ高架で進入させ、かねてから課題となっている、広島駅停留場における定時性・速達性を確保し、さらに、市内中心部の環状ルートを新たに整備することで利用者利便の向上を図るものであること

・　広島電鉄株式会社の累積損益収支及び累積資金収支については、共に１年目から黒字であり、収支採算上の問題はない等、延伸後の事業が安定的・継続的に実施されると認められること

・　住民説明会を計４回開催する等、沿線住民への説明に努めており、また、関係機関との調整は整っている等、利害関係人からの異議申し立てがなされ又は予想される等の重要又は異例な案件と判断されるものではないこと

（注）　事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運 輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。